

規格・基準等の事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものである。

無線設備規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
無線設備規則の一部改正について
- 2 対象品名
ロボット用無線システムに係る無線設備
- 3 趣旨及び目的
様々な分野におけるロボットの活用可能性に注目が集まる中で、特に高画質や長距離の画像伝送用途等についてニーズが高まっている。今後のロボットにおける電波利用の高度化のニーズに応えるため、要求される条件や運用の形態等を踏まえ、周波数の追加、ロボットに係る新たな用途のための所要の基準を整備するために技術基準の策定を行うものである。
- 4 施行予定日
平成28年8月
- 5 意見提出先
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5895
- 6 意見提出期限
通報開始日より60日後